

資料 1

マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み）の概要

保証人	(公財) マンション管理センター又は(一財)住宅改良開発公社	(公社) 全国市街地再開発協会(※2)	左記以外の保証人の場合(連帯保証人が必要)(※4)
実施する工事の種類等			
返済期間	10年以内(※1)	10年	20年
融資限度額	対象となる工事費が上限		
担保	不要		区分所有者全員の所有する土地・建物に抵当権設定
火災保険	不要		必要(※3)

※1 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は20年以内とすることができる。

また、次の①から③のいずれかの工事を行う場合で、マンション管理計画認定を取得しているときは返済期間を1年以上35年以内とできる。

①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、④給排水管取替工事、

⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事

※2 避難路沿道等分譲マンションの耐震改修事業(\*)が対象

\*住宅・建築物耐震改修等制度要綱(平成21年4月1日付国住市第454号)における住宅・建築物耐震改修等事業のうち避難地・避難路沿道分譲マンションの補助対象要件を満たすもの

※3 抵当権を設定した建物には、機構が定める要件を満たす火災保険(火災共済)を付保する。

※4 申込人(管理組合)が収益事業を行っている場合は含まれない。

(例) 申込人(管理組合)がマンションの居住者以外に当該マンションの駐車場を賃貸し、駐車場収入を得ている場合等